修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二十八条第一項の交付金に相当する額から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十一条第一号及び第二号に掲げる額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）及び再エネ特措法第十六条の規定により一般送配電事業者が認定事業者（再エネ特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）のうち、再エネ特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条、第十六条及び第二十四条において同じ。）、他社購入送電費、非化石証書購入費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2　【略】

一～七　【略】

八　地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費、非化石証書購入費及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分　供給計画等を基に算定した額

九～十一　【略】

（原価等の整理）

第六条　【略】

2～5　【略】

6　事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。第八条において同じ。）、非化石証書購入費、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。第八条において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費のうちの離島供給費、火力発電費のうちの離島供給費、新エネルギー等発電費のうちの離島供給費、アンシラリーサービス費、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子

修繕費、水利使用料、補償費、賃借料、託送料、事業者間精算費、委託費、損害保険料、原子力損害賠償資金補助法一般負担金、原賠・廃炉等支援機構一般負担金、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、貸倒損、固定資産税、雑税、減価償却費、固定資産除却費、原子力発電施設解体費、共有設備費等分担額（貸方）、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第二十八条第一項の交付金に相当する額から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十一条第一号及び第二号に掲げる額を控除した額（以下「再エネ特措法交付金相当額」という。）及び再エネ特措法第十六条の規定により一般送配電事業者が認定事業者（再エネ特措法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。）より調達する電気の代金（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）のうち、再エネ特措法第十七条第一項各号に掲げる方法により供給する電気に係るものを除く。以下この条、第六条、第八条、第十六条及び第二十四条において同じ。）、他社購入送電費、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）、株式交付費、株式交付費償却、社債発行費、社債発行費償却及び法人税等（以下「営業費項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第一表及び様式第二第一表により営業費総括表及び営業費明細表を作成しなければならない。

2　【略】

一～七　【略】

八　地帯間購入電源費、地帯間購入送電費、他社購入電源費、他社購入送電費及び使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分　供給計画等を基に算定した額

九～十一　【略】

（原価等の整理）

第六条　【略】

2～5　【略】

6　事業者は、期間原価等項目のうち、購入販売電源項目（地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。第八条において同じ。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。第八条において同じ。）、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る費用に相当する収益（以下「電源線に係る収益」という。）に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。第八条において同じ。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。第八条において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）として、第三条又は前条の規定により算定された額を、発生の主な原因及び発電原動力の種別を勘案して、水力発電費のうちの離島供給費、火力発電費のうちの離島供給費、新エネルギー等発電費のうちの離島供給費、アンシラリーサービス費、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費及び原子力発電費に配分するこ